

Title	孝不孝譚に現れた親の慈愛 : 墮獄モチーフを例として
Author(s)	佐野, 大介
Citation	中国研究集刊. 2018, 64, p. 87-105
Version Type	VoR
URL	<a href="https://doi.org/10.18910/72899">https://doi.org/10.18910/72899</a>
rights	
Note	

*Osaka University Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

## 孝不孝譚に現れた親の慈愛

——墮獄モチーフを例として——

佐野 大介

### はじめに

「孝」は、儒教の核心となる徳目の一つであり、本朝においても広く受容されてきた。その受容に際しては、孝を民衆に奨励するための孝行譚や、不孝を訓戒するための不孝譚などが多数作成され、民衆の思想形成に大きな役割を果たした。

また、本朝の思想史においては、長らく仏教が大きな役割を果たしてきた。このため、本朝の孝思想には仏教思想の影響が強く見られる<sup>注1</sup>。仏教思想の特徴の一つとして、輪廻説の存在を挙げることができ、輪廻説の一部を構成する「悪徳を積むと死後地獄に墮ちる」と

の観念は、本朝の孝思想の形成に大きな影響を与えており、本朝の孝行譚や不孝譚には、親や子の墮獄をモチーフとするものが多く見られる<sup>注2</sup>。

そこで本稿では、主として本朝の仏教説話における孝不孝譚に現れた墮獄モチーフの機能とその変遷とについて検討し、そこから、孝と慈との関係について考えてみたい。

### 一、墮獄した親を救う孝行譚

孝行譚に地獄が現れる場合、多くが「子供の仏教的善行（追善供養・写経・読経・念仏・仏像作成など）によって墮獄した親が救われる」という形をとる。

それぞれいくつか例を挙げると、写経・読経・念仏などの結果親が救われるものとして、

遺龍、……心ならず法華經八軸の外題六十四字を書くあひだに、その字六十四体の仏となりて、烏龍が落つところの地獄に行きて、苦患を救ひ給ふ（傍点引用者。以下同）（『十訓抄』中巻第六「忠直を存すべき事」<sup>〔注3〕</sup>）

我レハ是レ、汝ガ父也。我レ、悪業ヲ以テノ故ニ黒暗地獄ニ墮タリ。而ルニ、今、我等ガ為ニ維摩經ヲ書ク。其ノ光明忽ニ来テ我ガ身ヲ照ス。此レニ依テ、地獄ヲ免レテ、既ニ天上ニ生レヌ（『今昔物語集』巻第六「震旦ノ会稽山ノ陰県ノ書生、書写維摩經生浄土語」第卅八）<sup>〔注4〕</sup>

などがあり、仏像・仏画作成に関しては、

此レ、定テ知、汝ガ造リ奉レル所ノ三尺ノ阿弥陀ノ像、地獄ノ中ニ行キ給テ、汝ガ父母ヲ救ヒ給フニ、同業ノ輩、法ヲ聞ガ故ニ、地獄ヲ免レテ浄土ニ生ル、也（『今昔物語集』巻第六「震旦ノ并洲ノ張ノ

元寿、造弥陀ノ像生極楽語」第一八）<sup>〔注5〕</sup>

文侍観世音ニ申ス、父母已ツテ後チ、是念言ヲ作ス。吾ガ双親邪見ナリ。生処何処トを知らズ。須ク六観音ノ像ヲ図シテ、将ニ六道ヲ救。……爾時大悲観世音、文侍ニ告テ曰ク、汝父大焦熱地獄ニ在。……但シ母ハ正ニ餓鬼ニ在。……（引用者注：父母）文侍ニ告テ言ハク、我等観音ノ拔濟蒙フリ浄土ニ往生ス云云。（『私聚百因縁集』巻第六―一五「荊州趙文侍ノ事」<sup>〔注6〕</sup>）

などがある。これら仏教説話は、仏典や仏像の靈験を説く靈験譚としての機能を持つものといえる。

また、

むかし、大唐国に一人の説法者有。名を僧融と云。炎魔王宮より導師に請せられて行ぬ。……（引用者注：炎魔王曰く）汝が母は黒繩地獄に有。……汝、娑婆にかへりて、法花経をかきて供養し奉るべし。さればをのづから得脱する事も有なん。

（『宝物集』巻七）<sup>〔注7〕</sup>

我ハ是汝ガ父母也。悪業ヲ以テノ故ニ地獄ニ墮ス。汝ガ出家セシ日ヨリ其ノ功德ニ依苦器ヲ免天上ニ生。〔『三国伝記』巻第五十一六「昔尊者於父母故宅地造精舎事」〕(注8)

などは、法華經の靈驗とともに、出家が親の救いに繋がることを示したものと見えよう。従来、排仏論争においては、出家が後嗣を断つ不孝に当たるといふ論法が仏教批判の大きな根柢の一つとなっていたから、出家が即ち親への孝となるとの主張は、仏教側にとって大きな意味を持つものであったと考えられる。(注9)

また、

我れ悲母の地獄に墮在するを知つて、苦を救はんが爲めに七日断食し、一心に祈請す。……仏の教勅に依つて始めて善心を発し、初めて無上大菩提心を発すこと諸仏の行願に同じ。即ち母の苦を救ひ、解脱を得せしむ。〔『仏説地藏菩薩発心因縁十王經』〕(注10)

などは、子が「祈請」するのみで母親が救われている。

さらに、墮獄した親を救うという主題は、芸能としての展開も見せている。謡曲「松山鏡」は、「越後国松の

山家の者が、先妻の三年忌に、持仏堂に行つて焼香しようとする、その忘形見の姫が物を隠したので、さては噂の通り、継母を呪詛するのであらうと、姫を疑つたが、実は母の形見の鏡に映るわが姿を母と想つて、追慕してゐたのであつた。やがて母の亡霊が現れて、姫に詞をかけてゐると、俱生神が出て、母を地獄に連れ帰らうとしたが、その浄玻璃鏡に映る姿を見れば、母は姫の孝行の功德によつて、菩薩の姿となつてゐたので、俱生神は驚いて、自分ひとり地獄に立ち帰つた」(松山鏡「梗概」)(注11)という物語であるが、母を連れ帰らうとした俱生神は母を見て、

こはいかに不思議やな、孝子の、巾ふ、功力によつて、鏡の影を。よくよく見れば。頭に玉釵。膚は金色両臂をかがみて手を合はすれば。さながら菩薩の。坐像かと御空に花降り虚空に音楽。聞かず見もせぬ冥途の奇特。すはや地獄に帰るぞ(松山鏡)(注12)

との台詞を残して地獄に帰る。こちらは「孝子の巾ふ功力」によつて母が救われており、これらは追善供養の効果を示したものと見えよう。

以上のように、墮獄した親を救うには、様々な子から

の働きかけがあるが、中でもよく知られた方法が、孟蘭盆の法会（追善供養・三宝への布施）であろう。孟蘭盆と孝との関係については、

是の仏弟子孝順を修むる者は、応に念念の中に常に父母乃至七世の父母を憶いて、年年七月十五日、常に孝順慈を以て所生の父母乃至七世の父母を憶い、為に孟蘭盆を作り、仏及び僧に施し、以て父母長養慈愛の恩を報ずべし。（『孟蘭盆経』）<sup>（注13）</sup>

能く父母の為に福を作し経を造る。或は七月十五日を以て能く仏槃牟孟蘭盆を造り、仏及び僧に献ずれば、果を得ること無量なり。（『父母恩重経』）<sup>（注14）</sup>

などとあり、孟蘭盆の起源譚として、いわゆる目連救母譚（目連が地獄で母を発見。仏陀に母を救済する方法を訊ねると、孟蘭盆の法要を行なうよう諭される）が広く知られる。<sup>（注15）</sup>

この目連救母譚は本朝においても広く受容され、『孟蘭盆経』や『目連救母経』といった仏教経典で説かれる以外にも、仏教説話や文芸として取り上げられるなど、さまざまな展開・変奏が見られる。<sup>（注16）</sup>

そこで、本朝で見られる目連救母譚をいくつか確認してみると、母親の墮獄理由に関して、『私聚百因縁集』巻第三十一「目連神通ノ事」は「青提女慳貪ノ故ニ餓鬼道ニ墮シ」<sup>（注17）</sup>、『三國伝記』巻九十一「目連尊者救母事」は「汝ガ母ハ在生ノ日三宝ヲ不信。慳貪積悪ニシテ造罪須弥山ノ如」<sup>（注18）</sup>、説経節『目連記』は「あまつさへなれど、心じやくんかうまんにして、ぶつともほうともいらす」<sup>（注19）</sup>とあり、墮獄の原因として自身の「慳貪（邪慳傲慢）」を挙げる。これに対して、「もくれんのさうし」は、

かのなくやうなるこゑにて、人のいのちをうはひ、さんやのけた物をころし、かうかのうろくつを、ほろほせるもの、この地こくゑは、おつるならひなれども、みつからは、御身ゆへに、この地こくには、おつるなり、其ゆへは、ひとりこにて、おはせしかは、よのつねらす、おもひしほとに、わうしとして、くらひを、ゆつり糸給ふへきにてありし時、たからを、千万のくに、つみても、なをねかふ心はつきす、これ一しんに、御身にあたへんためなり、けん<sup>慳</sup>とんとなりて、まつはしめには、かきたう<sup>餓鬼道</sup>へおちぬ（『もくれんのさうし』）<sup>（注20）</sup>

として、墮獄の原因を「御身」即ち目連のためとしている。つまり、母が墮獄したそもその原因を、目連を殊の外愛した母の、いわゆる「人の親の心の闇」に求めるのである。

このことについて脇田晴子氏は、「目連救母伝説の、平安・鎌倉期の説話や、その原典となったインド、中国の説話では、母親自身の悪行や殺生の罪によって地獄に墮ちたという理由付けがされたのであるが、中世末期に成立した『御伽草子』のなかの「もくれんのさうし」は、盲愛の結果として、他人を押しつけて我が子よかれと思う母の心が地獄へ墮ちる罪となる、としている」<sup>(注21)</sup>としている。つまり、本朝において、目連の母の墮獄の原因が、自身の悪行から子供に対する慈愛故に犯した罪、いわば「痴愛」に変化するものが見られるとの指摘である。

ここで脇田氏は、女性が墮獄する「地藏菩薩種々利益事」(『沙石集』巻二一六)や目連救母譚などと、男性の墮獄譚である「崇徳上皇の怨霊説話」とを比較し、「母性愛のみが、罪悪として墮地獄の対象となる」と結論づける。そうして、母親が墮獄する原因について、「一つには、……人間が生まれ育つために、不可避的に殺生を犯さざるをえない、その原罪ともいうべきものを母性に転嫁しているのである。……「もくれんのさうし」の母

親の墮地獄の原因は、女性は地獄に墮ちるものということが前提としてまずあつて、その心的要因が探し求められた結果、教訓として排他的盲愛が戒められたと考えられる」と考察している<sup>(注22)</sup>。

そこで、「痴愛」「母性」といった点を念頭に、本朝で見られる他の冥界救親譚を確認してみると、

アノ讚岐房ハ我子ナリ、アレヲ養フトテ、多クハ罪ヲ作りテ、此報ヲ受テ、飢渴ノ苦ミニ責ラレテ、術ナク候ニ、アレ給リテ食候ハン。……ゲニカレハ汝ガ母ナリ。汝ヲ養ヒシ故ニ、カノ報イヲ得タリ。

(『沙石集』巻二一六「地藏菩薩種々利益事」)<sup>(注23)</sup>

乃ち母に問いて曰く、生平何の罪を作りて、この劇苦を受くるや、と。母曰く、皆子息を生育するに癡愛、多きが為なるのみ、と(『本朝高僧伝』巻第九「和州東大寺沙門法藏伝」)<sup>(注24)</sup>

などは痴愛によって墮獄する主体を母親とするが、

此レハ前ノ世ヨリ、絡リ返シ絡リ返シ父母ト成リ在ス馬ニハ非ズヤ。汝チ、『当時ノ父母ニハ非ズ』ト

思テ、此ク蔑リ進ルカ。汝ニモ、絡り返シ、父ト成テ汝ヲ悲ビシニ依テ、此ク獸ト成リ、亦若干ノ地獄・餓鬼ノ道ニモ墮テ、苦ヲ受ルニハ非ズヤ。此ク獸ニ成ルニ、子ヲ愛シ悲シニ依テ、此ル身ヲモ受タル也（『今昔物語集』卷第一九「内記慶滋ノ保胤出家語」第三）<sup>〔注25〕</sup>

人ノ親ノ子ヲ思痴愛ノ因縁ニヨリテ、多ク惡道ニ落テ苦ヲ受（『沙石集』卷九—一〇「祈請シテ母ノ生所ヲ知事」）<sup>〔注26〕</sup>

など父母を限定しないものも見られ、さらに、

父ニ問テ云ク、『君、何ナル罪ヲ造テ、此苦ヲ受給ヘルゾ』ト。父ノ云ク、『我、此苦ヲ受ル事汝知レリヤ。我生タリシ時、妻子ヲ養ハムガ為ニ、或ハ生命ヲ斂シ、或ハ八両ノ綿ヲ人ニ借シテ強ニ十両ニ倍シテ責メ取り、或ハ小サキ斤ノ量ヲ以テ稿ヲ人ニ借シテ、大斤ヲ以テ徴り取り、或ハ人ノ物ヲ奪ヒ取り、或ハ他ノ女ヲ奸犯シ、或ハ父母ニ不孝養ズ……』（『今昔物語集』卷第二〇「豊前国膳広国、行冥途帰来語」第一六）<sup>〔注27〕</sup>

など、「妻子を養はむが為」の悪行が父の墮獄の原因とするものも存在しており、「痴愛」による墮獄が必ずしも母に限定されないことが分かる。

なお、墮獄の原因を「痴愛」に見る考え方は、本朝特有という訳ではなく、『心地観経』に見える、

世人は子の為に諸の罪を造り、三塗に墮在して長く苦を受く。（『大乘本生心地観経』卷第三）<sup>〔注28〕</sup>

などとといったところが発想の契機になったものと考えられるが、ここでも墮獄の主体は「世人」とある。この句は、『三宝絵』下巻—二四「孟蘭盆」<sup>〔注29〕</sup>や『往生要集』卷上大文第二「欣求浄土」第六「引接結縁の楽」<sup>〔注30〕</sup>などに引用されており、本朝で広く受容されていた様子が見てとれる。

行き過ぎた慈愛である「痴愛」は、親子間の情緒に基づく問題である。ために、親子間の情緒関係を象徴する母子間の問題として立ち現れるのが自然であるといえる<sup>〔注31〕</sup>。そうであるのに、先に挙げたように「痴愛」の主体を父母や父とするものが見えるのは、「子を養う」といった家の経済と密接に関わる事柄は、単なる親子間の情愛の問題のみに還元され得るものではないため、経

濟主体である父親も痴愛モチーフに現れ得る、ということであろう。

ここで、父親の言として「我、妻子ヲ養ハムガ為ニ、或ハ生命ヲ斂シ」とあるのは、正に「人間が生まれ育つために、不可避的に殺生を犯さざるをえない、その原罪ともいべきもの」を、幼い子に代わって父母が受け持っていることを示しているよう。

こういった冥界救母譚における「親の慈」の強調は、近代に到ってさらに発展を見せる。

芥川龍之介『杜子春』では、地獄で尋問されても一言も口を利かない杜子春の前に、馬に転生した父母が引き立てられ、目の前で拷問される。しかし、「肉は裂け骨は砕けて、息も絶え絶えに階の前へ、倒れ伏してゐた」母は杜子春に、「心配をおしでない。私たちはどうなつても、お前さへ仕合せになれるのなら、それより結構なことはないのだからね。大王が何と仰つても、言ひたくないことは黙つて御出で」<sup>(注22)</sup>と述べるのである。

冥界救母譚と『杜子春』との関係について、永吉雅夫氏は、「(引用者注：『杜子春』が)子を思うゆえの親の闇を『もくれんのさうし』以上に徹底して増幅することは、ひとつのやり方であった。と同時に、それは目連救母伝説の所伝の日本化に一層傾斜すること」<sup>(注23)</sup>であつ

たと指摘している。

本朝の目連救母譚に関して、渡浩一氏は、本朝で展開した目連救母譚は、『もくれんのさうし』に至り、「悪人の母を救う孝行息子の物語は、強い絆で結ばれた息子に救われる母の物語に半ば変貌を遂げたといえる」<sup>(注24)</sup>とする。さらに『杜子春』では、冥界救母のモチーフを援用しつつも、行動の主体は明らかに母親に移っており、ここに親の墮獄は、「半ば」を越え、母親の慈愛譚としての変貌を完成したといえよう。

## 二、不孝の子が墮獄する不孝譚

孝を奨励するには、手本となる孝行を描いた孝行譚とともに、不孝が罰せられる様を描いた不孝譚もまた用いられてきた。仏教説話において、墮獄は不孝の来報として代表的なものである<sup>(注25)</sup>。

不孝を墮獄と関連づける経典としては、

不孝の罪、尋で即ち現報苦痛是くの如し。後地獄の苦、称計すべからず。〔雑宝蔵経〕卷第九一一〇

「不孝の子苦報を受くるの縁」<sup>(注26)</sup>



若し男女有りて、恩に背きて順はず、其の父母をして怨念の心を生ぜしめ、母悪言を發せば子は即ち隨ひて墮し、或は地獄・餓鬼・畜生に在らん。〔大乘本生心地觀經〕卷第二（注37）

などがあるほかに、「日本では江戸時代に絵入りの版本がつくられ、大いに流行した」（注38）とされる『大報父母恩重經』にも、

不孝の人は、身壞し命終りて、阿鼻無間地獄に墮つ。〔仏説大報父母恩重經〕（注39）

などと説かれる。

田中氏が、「平安時代以降の日本においては、「不孝」は法律の罪としてよりも、宗教的罪として認識されていたようである。それも、現報を受ける罪としてよりも、来世における墮地獄の因として強く意識されていたように思われる」（注40）とするように、本朝において「不孝」とは、不孝が墮獄の因となるとの主張が、

現報遠くあらず、豈信け不らむや。所以に、經に云

はく「不孝の衆生は、必ず地獄に墮ち、父母に孝養すれば、淨土に往生す」といふ。是れ、如来の説く所、大乘の誠の言なり。〔日本靈異記〕上卷「凶しき、爛房の母に孝養せ不して、現に悪死の報を得る縁」第二（注41）

など、仏教系説話に見られる以外にも、本来輪廻説を採らない筈の儒者にも、

孝行は作仙成仏の修行、不孝は地獄の業ともいへり。〔鑑草〕卷之一（注42）

不孝にして畜生の心行ある人は、たとひ今生にて畜生の形に変ぜずとも、当来畜生道におつべき事、此故事にてよくわかまふべし。〔鑑草〕卷之一（注43）

などと説く者（中江藤樹）がいることから見てとれよう（注44）。

実際、不孝者が地獄に墮ちることは、多くの説話等で語られている（注45）。これらの多くは、不孝者が来報として墮獄するというもので、当然、不孝を戒めるといふ目的・機能を有している。

ところが本朝の不孝者墮獄譚においては、親（とくに母）が不孝な子を赦し庇うというモチーフが多く見られる。よく知られた例としては、『日本霊異記』の、

逆さかしまなる子歩み前みて、母の項を殺ころら將むとするに、地裂けて陥ル。母即ち起ちて前み、陥る子の髪を抱き、天を仰ぎて哭き願はくは「吾が子は物に託たくひて事を為す。実の現し心に非ず。願はくは罪を免し脱へ」といふ。猶髪を取りて子を留とどむれども、子終に陥る。……母の慈は深し。深きが故に、悪逆の子に哀愍の心を垂れ、其の為に善を修す。（『日本霊異記』中卷「悪逆の子、妻を愛し、母を殺さ將と謀り、現に悪死を被る縁」第三）（注46）

が挙げられよう。この、「不孝者の足下の地面が裂けて地獄に墮ちるのを親が助けようとする」というモチーフは、例えば、

（引用者注：兄弟が母に斬り掛かると）眼に霧降つて、母の姿も見も分かず。大地が、左右へさつと裂け、兄弟の者共は、はや、奈落をさしてぞ沈みける。母は、御覽じて、なをも親の御慈悲に、「助け

ん」と思し召し、兄弟の者どもが髻を挿んで引き上げむとし給へば、空しき髻、手に留まり、兄弟の者共は、遂に奈落に沈みける。（『小袖曾我』）（注47）

もろこしにても、親をころさんとて、斧をふりあげたるに、足のした、大地われて、おち入けるを、親悲しみて、頭髮をとらへて、引あげんとするに、髪の毛ぬけて、おち入りける、と也

今も猶、かくのこし、此もの死しては無間地こくにおちむ事、めの前に、あきらけし（『因果物語』卷三―二「父を殺さんとして斧の柄手に取付たる事」）（注48）

奥山にしつる枝折はたがためぞ我身をおきて捨る子のため

右、むかしするがの国に住けるもの、父の年老て死なぬことをうるさしと思ひて、ふじの山にもていき捨てむとて、かの親をゐて行に、そのおや道すがら枝折して行。是は我子のかへらん時に道をまよはさじがためなり。さて山に入て父を捨んとする時、たちまち地さけて、此子ならくに落入らんとしければ、父かなしびて、かのもの、たぶさをとらへて、

此うたを読たりければ、子のいのちたすかりけりといへり。(『統歌林良材集』上―二九「子のために枝折する事」)<sup>(注49)</sup>

などと後代にも見られ、時代を通じて説かれたものであったと考えられる<sup>(注50)</sup>。

親は子に殺されそうになりつつも、己を殺さんとした子が墮獄しそうになると救済を祈る。ここに、親の慈愛が極限まで強調された形を見ることができよう。

親の慈愛を与えられることは、子からすれば恩となる。「恩(借り)は返さねばならない」は基本的な倫理であるから、「恩があるのに親に不孝」は倫理に反する。不孝譚における「親の慈愛」の強調は、子の行為の非倫理性を強調する機能を有しているといえよう。

この、親の慈愛の強調による子の不孝の非倫理性の強調は、時代が下ると、様々な不孝の罰にも適用されてゆく。

中世の説話集である『私聚百因縁集』には、息子である阿闍世王によって監禁された父王に、『観無量寿経』の同話などに見えない、

我方死セルコトヲハ更ニ患ハズ。唯子ノ罪ヲ得コト

ヲ念フ……我ヲ殺ス子ヲタニモ慈悲ヲ預ケタマフ  
(『私聚百因縁集』巻第二第三「闍王の事」)<sup>(注51)</sup>

なる台詞が付加されている。他にも、巻第三「智光長者ノ事」には、「親ノ為ニ極マリ無、不孝第一ノ者」とされる子のために、仏に対して、

然モ我レ彼ヲ哀ム之念ヒ甚深也。……乞ヒ願クハ世尊、我子ノ不孝ノ罪障ヲ滅シテ、現世当生安穩成ル事ヲ得令メ給ヘ。(『私聚百因縁集』巻第三―廿六「智光長者ノ事」)<sup>(注52)</sup>

と訴える父親の姿が描かれている。これらは、子が不孝によって、田中氏の言う「宗教的罪」を得ることを憐れんだものといえる。

また、近世成立の『因果物語』に見える、

母おやかなしかりて、さまざま公儀へわひ事いたし、只独り子の事也。親は年よりたるものなれば力及ばず。子はゆるして給はれと歎きけれども、大罪人なれば野江に引出し、竹のこぎりにて首をひかせらる。其間に夕立して、雷おちかゝり、九郎兵衛は

微塵にくだだけ侍べりと也（『因果物語』 卷五―七  
「おやを打ころして罰あたりし事」）（注53）

や、近代に到つて蒐集した説話を纏めた『遠野物語』に見える、

倅はよく磨きたる大鎌を手にして近より来り、先づ左の肩口を目掛けて薙ぐようにすれば、鎌の刃先炉の上の火棚に引掛かりてよく斬れず。……二度目には右の肩より切り下げたるが、此にても猶死絶えずしてある所へ、里人等驚きて馳付け倅を取抑へ直に警察官を呼びて渡したり。……母親は男が捕へられ引き立てられて行くを見て、滝のやうに血の流る、中より、おのれは恨も抱かずに死ぬるなれば、孫四郎は宥したまはれと言ふ。（『遠野物語』 第一一節）（注54）

といったものは、不孝に対する公儀による処罰の宥免を願う例であり、こちらは、「法律の罪」といえよう。近世・近代には、不孝の罰として、墮獄とともに官憲による処罰がリアリティを持っており、不孝が「宗教的罪」として捉えられる一方で、「法律の罪」であるとの認識

が強まっていた様子が見て取れる。

これらの説話では、子が己を殺すという大不孝を犯そうとしたにもかかわらず、親はそれを赦し、子が応報（宗教的墮獄・法律的刑罰）を免れるよう願う。

こういった「不孝の子を庇う親」モチーフに関して、例えば先に挙げた吉志火麻呂説話（『日本靈異記』 中巻 第三）に対し、大塚千紗子氏は、『靈異記』は、母子の理想的な関係を母乳によつて表す点、孝養を推奨する点において、中国撰述經典の影響を多分に受けていることが理解される」（注55）、中村史氏は、「孟蘭盆会では、……また『父母恩重経』等を説いて、（父）母の慈愛、子の忘恩・不孝という主題を持つ説話が示され、父母孝養を勧め不孝を諫める説話（引用者注：吉志火麻呂説話などを指す）がなされた可能性がある」（注56）として、『父母恩重経』『孟蘭盆経』といった漢土撰述とされる孝経典との関係を指摘している。

吉志火麻呂説話等の本朝の「不孝の子を庇う親」モチーフにも、これら孝経典にも、親の恩を際立たせるために、ことさら子の不孝を強調する傾向が見られる。この点において、両者の類似性を指摘することは可能であろう。

ただ、ここで注目したいのは、両者における視点の異

同である。確かに孝経典も母の慈愛をこれでもかと強調する。

母中なかは飢えたる時も、苦きを呑み甘きを吐き、乾けるを推し湿りたるに就く。義に非ざれば親しまず、母に非ざれば養わず。慈母の児を養うに、蘭車を去り離るまで、十指の甲の中に子の不浄を食すること、応に各おの八斛四斗有るべし。母の恩を計り論くに、昊天極まり罔し。嗚呼、慈母、云何が報うべけん。(『仏説父母恩重経』〔注57〕)

親(特に母)は子に対し、我が身を犠牲にして、懐胎・出生・乳哺・養育といった慈愛を与える。

しかしながら成長した子は、己の妻子のみを愛して、両親を省みない。

そうして、育てた子に「早く死ね」とまで言われた両親は、

父母之を聞きて、悲哭懊惱し、流涙双び下り、啼哭して目腫る。汝初小の時、吾に非ざれば長ぜず。但し吾汝を生むも、本より無きに如かず、と。(『仏説

父母恩重経』〔注58〕)

と、不孝の子に対して恨みの言葉を発する。

これに対して、本朝の「不孝の子を庇う親」モチーフでは、「吾が子は物に託たくひて事を為す。実の現し心に非ず。願はくは罪を免し祝へ」「我子ノ不孝ノ罪障ヲ滅シテ、現世当生安穩成ル事ヲ得令メ給へ」「子はゆるして給はれ」「孫四郎は宥したまはれ」などと、子が己を殺そうとした際でさえも、子が赦されることを願う言葉が発するのである。

孝を勧め不孝を懲らすという目的のため、子の不孝性を強調することは両者に共通するが、漢土撰述の孝経典が「不孝な子を歎き恨む親」を描いているのに対して、本朝の「不孝な子を庇う親」モチーフは、「不孝な子にも慈愛を注ぐ親」を描き出している。親の慈愛の現れ方という点において、両者には大きな隔たりがあるといえよう。

孝経典の「親の慈愛」の強調という点に影響を受けているにせよ、ここに、「不孝譚における親の慈愛」というテーマの、本朝における発展と飛躍とを見ることができよう。

## おわりに

こういった墮獄モチーフの現れた孝不孝譚において、なぜこれほどまでに「親の慈愛」が強調されるのであるうか。

原因の一つは、もともと仏教がその教説において恩を強調することにあると考えられる。親の慈愛は即ち恩に当たるから、仏教の恩の強調は直接親の慈愛の強調に繋がる。

仏教が父母の恩を重んじることは、

如し説法を聞かんに、四種の恩ありて、甚だ報じ難しとなす。何等を四と為すや。一には父、二には母、三には如来、四には説法の法師なり。(『正法念処経』巻第六一)<sup>(注59)</sup>

世・出世の恩に其四種あり。一には父母の恩、二には衆生の恩、三には国王の恩、四には三宝の恩なり。是の如き四恩は、一切衆生平等に荷負す。善男子よ、父母の恩とは、父に慈恩有り、母に悲恩有り。母の悲恩とは、若し我世に一劫中住して説かんでも尽

すこと能はじ。(『大乘本生心地観経』巻第二)<sup>(注60)</sup>

などとして、いわゆる「四恩」の一つとすることからも明らかである。道端良秀氏は儒教の孝と仏教の孝とを比較して、「儒教では、……恩の思想がないということはいえないけれども、それが重点ではない。これに対して仏教の孝は親の恩からなのである」<sup>(注61)</sup>としている。

もう一つとして、墮獄モチーフに限らない、孝行譚の変遷における自然な展開の一つであるということが考えられる。

親からの恩が大きい程、不孝の非倫理性は高まるから、子の不孝を強調するために「親の慈愛」が強調されるのは、一つの必然であろう。

宇野瑞木氏は、和漢における数多くの郭巨埋子譚を調査・分析し、その中に「脇役であるはずの妻に母としての子を殺すことへの躊躇や悲しみの描写が付加され」ている一群(D系統)があることを指摘し、「中国の唐代仏教における語りの場で生じた「母性」の強調という現象が、日本中世においても何らかの形で展開していた可能性を示すものといえる。ここでは、本来、子から親へというベクトルを持つはずの孝子説話が、親から子への情愛を示す故事の事例として挙げられている」<sup>(注62)</sup>と述べ

ている。墮獄譚における「不孝の子を庇う親」モチーフの変化も、この傾向に沿ったものといえることができる。

では、本朝の孝行譚において、親の墮獄理由が「慳貪」より「痴愛」に変化したり、不孝譚において、「不孝の子を庇う親」を描くなど、親の「恩」慈」が強調される傾向が比較的強く見られるのはなぜであろうか。

理由の一つに、主として孝思想を説いた主体が、漢土は儒教であり、本朝では仏教であったことがあると考えられる。先に述べたように、仏教は恩の教説を強調する。ために、儒教が孝思想を主導した漢土と異なり、本朝においては孝思想においても恩が重視された<sup>(注3)</sup>。ここから、本朝においては各種説話や文学作品においても、「親の慈愛」が強調されたと考えられるのである。

もう一つとしては、本朝の社会的特質が挙げられよう。筆者は以前、和漢の孝思想の異同に関して、本朝では漢土に比して親の慈愛が強調される傾向が強いことについて検討し、その一因として、両国の社会制度の異同を指摘した。漢土の家は、「同居共財」を理念とし、核家族が集合して大家族を形成する。よって、房（核家族）の倫理である慈（妻子への愛）を強調することは家（大家族）の分解に繋がり、慈が家（大家族）の倫理である孝（大家族維持のための孝）と背反することにな

る。ために慈は不孝性を帯び、強い当為性を有し得なかった。これに対して本朝では、漢土のような「同居共財」を理念とせず、財産相続が分割相続から嫡子単独相続へと移った。ために「家対房」即ち「孝対慈」という背反が発生しにくく、慈が強い当為性を有し得た。ここから、本朝においては漢土より「慈」を説き易かったと考えられる<sup>(注4)</sup>。

畢竟するに、墮獄モチーフの現れた孝不孝譚において、「親の慈愛」が強調されるのは、(一) 仏教が恩を重視すること、(二) 不孝性強調における一つの必然、といったところに原因を求めることができよう。

また、本朝において特にその傾向が強いのは、(一) 本朝の孝思想に仏教の影響が大きかったこと、(二) 親の慈愛を説き易い本朝の社会的特質、のためであると考えられよう。

## 注

(1) 本朝の孝思想における仏教の影響に関しては、田中徳定「孝思想の受容と古代中世文学」(新典社、二〇〇七年)に詳しい。

(2) 宇野瑞木氏は、孝養譚集として纏められた『今昔物語集』巻九に冥途蘇生譚や現報譚が多いことに関して、「これは孝養



と死後の墮地獄の主題が当時直接的に結び付いた形で認識されてきたことを示すものと考えられる」(『郭巨説話の母子像——二十四孝と十種恩徳』『中国——社会と文化』二二、二〇〇七年。後に『孝の風景——説話表象文化論序説』第四章、勉誠出版、二〇一六年、三〇〇頁)としている。なお本稿では、六道の来報という点に着目するため、畜生道・餓鬼道・地獄道の三悪道をまとめて「地獄」と表現している。

(3) 浅見和彦校注『十訓抄』、新編日本古典文学全集五一、小学館、一九九七年、二五六頁。なお本稿では、本朝で展開した説話類は、その起源を問わず「本朝の孝思想」を表すものとして扱う。

(4) 山田孝雄他校注『今昔物語集』二、日本古典文学大系三三、岩波書店、一九六〇年、一〇六頁

(5) 『今昔物語集』二、八四頁

(6) 『大日本仏教全書』第一四八冊、仏書刊行会、一九二二年、一〇八頁

(7) 小泉弘他校注『宝物集 閑居友 比良山古人霊託』、新日本古典文学大系四〇、岩波書店、一九九三年、三二五—三二六頁

(8) 池上海一校注『三国伝記』上、三弥井書店、一九七六年、二七七頁

(9) 排仏論争に関しては、道端良秀『仏教と儒教倫理』第十章「出家は君親を礼敬せず」(平楽寺書店、一九六八年)等を参照。

(10) 「我知悲母墮在地獄、為救彼苦、七日断食一心祈請、……依仏教勸始發善心、初發無上大菩提心同諸仏行願、即救母苦令得解脱」(『大日本統藏経』第一輯第二編乙第三套第四冊、藏経書院、一九二二年、三八三葉表)。書き下しは「国訳一切経」大集部五(平文社、一九三六年、三〇六一—三〇七頁)に依った。

(11) 佐成謙太郎『謡曲大観』第五卷、明治書院、一九三一年、二八九頁

(12) 『謡曲大観』第五卷、二八八—二八九頁

(13) 「是仏弟子修孝順者、応念念中常憶父母供養乃至七世父母、年年七月十五日、常以孝順慈憶所生父母乃至七世父母、為作孟蘭盆、施仏及僧、以報父母長養慈愛之恩」(『大正大藏経』第一六卷、No. 685、大正新脩大藏経刊行会、一九二五年、七七九頁)

(14) 「能為父母作福造経。或以七月十五日能造仏變名孟蘭盆。献仏及僧得果無量」(『大正大藏経』第八五卷、No. 2887、大正新脩大藏経刊行会、一九三二年、一四〇三頁)。平安末期に書写されたと推定される七寺本『父母恩重経』にも当該箇所が確認できる(落合俊典編修『中国日本撰述經典(其之五)・撰述書』、『七寺古逸經典研究叢書』第五卷、大東出版社、二〇〇〇年、六一—七頁)。

(15) 目連救母譚に関しては、岩本裕『地獄めぐりの文学』(仏教説話研究第四卷、開明書院、一九七九年)等を参照。



- (16) 注(15)や久村希望「地獄表現の変遷——目連救母説話を中心として——」(『日本文芸学』第五一号、二〇一五年)等を参照。
- (17) 『大日本仏教全書』第一四八冊、三七頁
- (18) 『三国伝記』下、一二五頁
- (19) 横山重編『説経正本集』第二冊、角川書店、一九六八年、一七一頁
- (20) 『地獄めぐりの文字』、一二五頁
- (21) 脇田晴子「母性尊重思想と罪業感」(『日本中世女性史の研究——性別役割分担と母性・家政・性愛——、東京大学出版会、一九九二年、一三九頁)
- (22) 『目連記』には、女性の墮獄理由の根本的な理由として「それによにんは、月に一度のさはりあり、それをきよむるとて、水にながしてすい神をけがし、山にすて、は、けんろう地じんをけがし、それさへ、おもき、つみなるに、あまつさへなんぢ、心じやけんかうまんにして、ぶつともほうともいのらす」(『説経正本集』第二冊、一七一頁)といった「血盆経」等を踏まえて女人罪障を説いたと考えられる部分が見える。このことも「女性は地獄に墮ちるものという」前提に当たると考えてよいであろう。
- (23) 渡邊綱也校注『沙石集』、日本古典文学大系八五、岩波書店、一九六六年、一一一頁
- (24) 「乃問母曰、生平作何罪、受此劇苦。母曰、皆為生育子息多癡愛耳」(『大日本仏教全書』第一〇二冊、仏書刊行会、一三年、一五四頁)
- (25) 『今昔物語集』四、六二頁
- (26) 『沙石集』、三八六頁
- (27) 『今昔物語集』四、一七四頁
- (28) 「世人為子造諸罪、墮在三塗長受苦」(『大正新脩大藏経』第三卷、No.159、大正新脩大藏経刊行会、一九二四年、三〇二頁)。書き下しは「国訳一切経」経集部六(平文社、一九三二年、一九八頁)に依った。
- (29) 馬淵和夫他校注『三宝絵注好選』、新日本古典文学大系三二、岩波書店、一九九七年、二〇三頁
- (30) 石田瑞麿訳注『往生要集』上、岩波書店、一九九二年、一一一頁
- (31) 拙稿「孝行譚における血縁性の意味」(『日本中国学会報』第六一集、二〇〇九年、後に『孝』の研究——孝経注釈と孝行譚との分析——、研文出版、二〇一六年)を参照。
- (32) 芥川龍之介『芥川龍之介全集』第六卷、岩波書店、一九九六年、二六九頁
- (33) 永吉雅夫「母の声——『杜子春』と「ハッサン・カンの妖術」——」(『追手門学院大学東洋文化学科年報』第一〇号、一九九五年)
- (34) 渡浩一「熊野観心十界図と〈母の救済〉——目連救母伝説、孟蘭盆会、そして「熊野の本地」——」(『明治大学人文科学研

究所紀要』第五九号、二〇〇六年)

- (35) 田中徳定氏は、「仏教においては、おそらく『雜宝藏經』の影響をうけて、不孝の衆生は地獄に墮ちるという教えが説かれていた。また、不孝の衆生は地獄に墮ちるといふ教えは『涅槃經』にも説かれている」(田中徳定「冥界における白河院をめぐる問題——『宝物集』の記事を発端として——」、『仏教文学』第一九号、一九九五年、後に『孝思想の受容と古代中世文学』第二部第四章、二三五頁)としている。不孝と墮獄との関係については同書に詳しい。

- (36) 「不孝之罪、尋即現報苦痛如是。後地獄苦、不可称計」(『大正新脩大藏經』第四卷、No.203、四九二頁)。書き下しは「国訳一切經」本縁部一、二(二八三頁)に依った。『雜宝藏經』にはまた墮獄する不孝に關して、「二邪行あり、拍毬の如しく速に地獄に墮つ。云何が二と為すや。一は父母を供養せざるなり。二は父母の所に於て諸の不善を作すなり」(卷第一—三「鸚鵡子盲父母を供養するの縁」)などである。

- (37) 「若有男女、背恩不順、令其父母生怨念心、母發惡言子即墮、或在地獄餓鬼畜生」(『大正新脩大藏經』第三卷、No.159、二九七頁)。書き下しは「国訳一切經」經集部六(一八二頁)に依った。

(38) 『中国日本撰述經典(其之五)・撰述書』、一九頁

(39) 「不孝之人、身壞命終、墮阿鼻無間地獄」(新井慧譽「鳩摩

羅什訳『父母恩重難報經』の性格、「二松学舎大学東洋学研究所集刊」第二〇集、一九九〇年)。なお、『大報父母恩重經』の異本とされる『仏説父母恩重難報經』にも、「不孝之人、身壞命終、墮於阿鼻無間地獄」とある(新井氏前掲稿)。

- (40) 田中氏前掲書、一三七頁。不孝を墮獄の原因とする思考については、田中徳定「不孝」とその罪をめぐって——『源氏物語』にみる「不孝」とその罪の思想的背景——(『駒沢国文学』第三二号、一九九五年、後に『孝思想の受容と古代中世文学』第二部第二章)・同「宗教的罪としての「不孝」」(『孝思想の受容と古代中世文学』第一部第五章)等を参照。

(41) 遠藤嘉基他校注『日本靈異記』、日本古典文学大系七〇、岩

波書店、一九六七年、一二七頁

(42) 加藤盛一校注『鑑草』、岩波書店、一九二九年、五八頁

(43) 『鑑草』、七一頁

- (44) 「儒学したる人の蘇たるに、冥途を見て来たるは、むかしより聞も伝へず。愚昧のものか、後生願ひの蘇たるには冥途にて見てきたる話さまざまあり。しかればとても学問ある人はゆかぬ処と見へたり」(『南嶺子』「第八九極楽地獄ノ義」、『日本隨筆大成』(第一期)一七、吉川弘文館、一九七六年、三九一—三九二頁)などとされる。

(45) 田中氏が前掲書第二部において、『源氏物語』や『宝物集』の醍醐天皇墮獄譚を採り上げ、詳細に論じている。

(46) 『日本靈異記』、一八三頁

(47) 麻原美子他校注『舞の本』、新日本古典文学大系五九、岩波書店、一九九四年、五〇二頁

(48) 浅井了意全集刊行会編『浅井了意全集』 仮名草子編第四卷、岩田書院、二〇一三年、二二九頁

(49) 久曾神昇編『日本歌学大系』別巻七、風間書房、一九八六年、五〇一頁。ここでは父の例を取り上げたが、各書（『真名本曾我物語』巻七・『古今了誉序注』・『月刈藻集』下など）に見える多くの同話では、殺されそうになるのは母や姑となっている。馬場光子氏は「柴折り」型老棄伝承には、捨てられる者が母である例が、父の例の倍以上ある」（『歌話と説話』、本田義憲他編『説話とその周縁―物語・芸能―』、説話の講座第六巻、勉誠社、一九九三年）とする。なお、例えば姑を殺そうとする『真名本曾我物語』では、「この歌の意は、婿の男を悲しびて、忝くも、この男の道に迷ひて我が如くに、この山にて空しくなりぬるものならば、我が子の、空しき跡に留めて、親に後れける上に、飽かぬ夫にさへ別れて嘆かむことこそ悲しけれとて読みたる歌なり」（梶原正昭他訳注『曾我物語』、新編日本古典文学全集五三、小学館、二〇〇二年、四一三頁）とあり、殺そうとする婿ではなく、夫を失う娘が慈愛の対象である。

(50) 大地が裂け不孝子が吞まれるモチーフに関しては、「少なく

とも平安初期には、大地に吞まれるとは地獄に陥ったことと

あると、一般的に理解されていたと考えられる」（中村史「日本靈異記」不孝子説話と孟蘭盆会）、『立命館文学』第五二六号、一九九二年）とされることなどから墮獄例と見做した。なお、今野達氏は、「提婆達多が五逆罪を犯し、大地破裂して生きながら地獄に落ちた話は、増壹阿含経や大智度論に見えて有名であり、分けても雑宝藏経卷九には、母を犯そうとした息子が大地に吞まれ、それを引き留めようとした母の手に頭髪だけが残った話とか、……よく似た話が収められている」「老母を山中に誘い出して亡き者にしようとした発端から、男が山神の怒りによつて大地に吞みこまれ、老母がそのもとどりをつかんで命乞いをする結果への展開は、その大筋において全く吉志火麻呂系説話の敷き写しである」（『日本靈異記（吉志火麻呂）説話の演変によせて』、『国語国文』第五五巻第一〇号、一九八六年）と指摘している。

(51) 『大日本仏教全書』第一四八冊、二二頁。また「罪重キ者ハ懺悔ニ及バズ、忽ニ等活地獄ニ自ライタル」とあり、将来の墮獄の可能性は示されている。

(52) 『大日本仏教全書』第一四八冊、五九頁

(53) 『浅井了意全集』 仮名草子編第四卷、八七頁

(54) 柳田国男『柳田国男全集』第二卷、筑摩書房、一九九七年、一七一―一八頁

(55) 大塚千紗子「姪決なる慈母 ―子の孝養における救済―」〔日本霊異記の罪業と救済の形象〕第四章、笠間書院、二〇一七年、一〇四頁)

(56) 中村氏前掲稿

(57) 「母中飢時、吞苦吐甘、推乾就湿。非義不親、非母不養。慈母養兒、去離蘭車、十指甲中食子不淨、応各有八斛四斗。計論母恩、昊天罔極。嗚呼慈母云何可報。」〔大正新脩大藏經〕第八五卷、No.2887、一四〇三頁)

(58) 「父母聞之、悲哭懊惱、流淚双下、啼哭目腫。汝初小時非吾不長。但吾生汝、不如本無」〔大正新脩大藏經〕第八五卷、No.2887、一四〇四頁)

(59) 「如聞說法、有四種恩、甚為難報。何等為四。一者母。二者父。三者如来。四者說法法師」〔大正大藏經〕第一七卷、No.721、三五九頁)。書き下しは「国訳一切経」経集部八(大東出版社、一九三二年、一〇二頁)に依った。

(60) 「世出世恩、有其四種。一父母恩、二衆生恩、三國王恩、四三宝恩。如是四恩、一切衆生平等荷負。善男子、父母恩者、父有慈恩、母有悲恩。母悲恩者、若我住世於一劫中説不能尽」〔大正新脩大藏經〕第三卷、No.159、二九七頁)。書き下しは「国訳一切経」経集部六(一八一頁)に依った。

(61) 道端氏前掲書、六六頁

(62) 「孝の風景」、二九〇頁。また、注(2)の宇野氏前掲稿を参照。

(63) 川島武宜氏は、本朝の孝が、「子の孝の義務の根拠は、子から親に恩をうけたという事実である」〔イデオロギーとしての家族制度〕、岩波書店、一九五七年、一〇二頁)のに対して、「中国の古典儒教においては、孝と恩とのかような連関結合は存在しない」(川島氏前掲書、一〇八頁)としている。

(64) 拙稿「和漢における孝觀念の異同 ―親に先立つ不孝」〔異姓養子〕への態度から」〔中国研究集刊〕称号(総第六〇号)、二〇一五年、後に「孝」の研究 ―孝経注釈と孝行譚との分析―)